

令和7年度第3回大阪府環境審議会水質部会

令和8年1月16日（金）

（午前10時00分 開会）

【事務局（澤田参事）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第3回大阪府環境審議会水質部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の澤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元にお配りしております資料を確認させていただきます。

まず、議事次第、そして、議題（1）ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置についての関連資料としまして、資料1-1、資料1-1別紙、資料1-2、参考資料2、議題（2）2026（令和8）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についての関連資料としまして、資料2-1から2-6、議題（3）「おおさか海ごみゼロプラン」（大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画）の点検結果等についての関連資料としまして、資料3-1、3-2でございます。また、資料4は今後のスケジュール、参考資料1は本部会の運営要領及び委員名簿、参考資料3は令和7年度第2回部会の議事録でございます。

皆様、資料の不足等はありませんでしょうか。

続きまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介します。参考資料1の委員名簿の順番に御紹介させていただきます。

部会長であります藤原委員でございます。

【藤原部会長】 藤原です。年始のお忙しいところ、皆様、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

【事務局（澤田参事）】 部会長代理であります島田委員でございます。

【島田委員】 島田です。よろしく願いいたします。

【事務局（澤田参事）】 益田委員でございます。

【益田委員】 益田でございます。よろしく願いいたします。

【事務局（澤田参事）】 中谷委員でございます。

【中谷委員】 中谷です。よろしく願いします。

【事務局（澤田参事）】 なお、堀委員におかれましては、あらかじめ定めている委員の所掌事項に本日の審議事項が含まれないことから、御出席はいただかないこととしております。

本日の部会については、審議事項に応じた所掌事項を担当する委員及び専門委員4人中4人の委員に御出席いただいておりますことから、本部会の運営要領第4の2の規定により会議が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本部会は、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づき、公開とさせていただきますので御承知おきください。

ここで、審議に入ります前に、議題（2）2026年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてに関しまして、大阪府から大阪府環境審議会に諮問させていただきます。

【事務局（谷垣室長）】 環境管理室長の谷垣でございます。本日はお忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

本件につきましては、部会運営要領第4の4の規定によりまして、本部会の決議が審議会の決議事項となりますことから、この場で藤原部会長に諮問文をお渡しいたします。お手元に資料2-1として諮問文の写しをお配りしております。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大阪府環境審議会会長、辰巳砂昌弘様。大阪府知事、吉村洋文。

2026年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）。

水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、2026年度における公共用水域及び地下水の水質測定計画を別添案のとおり作成するに当たり、同法第21条第1項の規定により、地域審議会の意見を求めます。

よろしく申し上げます。

【藤原部会長】 承知しました。

【事務局（澤田参事）】 それでは、ここからの進行につきましては、藤原部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【藤原部会長】 藤原でございます。審議が円滑に進むよう努めますので、委員の皆様よろしく願いいたします。

それでは、議題（1）ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に関わる経過措置についてです。事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局（大山総括主査）】 大阪府環境保全課の大山です。よろしく申し上げます。着

座にて説明させていただきます。

まず、資料1-1を御覧ください。

「ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置（案）」に対する府民意見等の募集結果についてでございます。こちらについては、前回の部会で提示しました改定案、中身は資料1-1別紙になります、そちらと同じ内容で実施しております。

募集期間については、令和7年11月25日から同年12月24日までの30日間となっております。

公開方法は、大阪府ホームページでの公表、府政情報センター、この水質部会事務局であります環境管理室環境保全課での開架にて公開いたしました。

意見の募集方法は、インターネット、大阪府行政オンラインシステム、郵便、ファックスにて募集しました。

提出された御意見ですが、1団体から1件の御意見がございましたが、非公表を希望されるということでございましたので、意見に対する部会の案は作成しておりません。なお、案の変更の検討が必要な意見ではなかった旨、御報告させていただきます。

以上、パブリックコメントの結果です。

そちらを踏まえまして、資料1-2を御覧ください。

ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置についてということで、部会報告案という形で取りまとめいただいております。時間の都合上、前回部会から変更や追加があった箇所のみ説明させていただきます。

まず、17ページを御覧ください。

上水道水源に係る暫定排水基準について、今後も下水道業及び畜産農業、また、旅館業について暫定排水基準が引き続き適用されるということです。

こちらについてですが、ほう素等3項目につきまして、上水道水源地域において環境基準を超過した事例は過去に確認されていないというのと、水道事業者による水道水源の測定結果においても、水道水質基準値、基本的には環境基準と同じ数値ですが、そちらを超過した事例は確認されておりません。

また、さらに、旅館業を除き暫定排水基準が適用されるのは既設事業場であり、今後、暫定排水基準が適用される事業場が増えることはありませんので、引き続き暫定排水基準が適用される業種は存在しますが、上水道水源の保護に直ちに影響を及ぼすことはないと考えられるということを追記しております。

また、下水道業に関して、昨年7月に大阪府の大阪湾流域別下水道整備総合計画（以下、「流総計画」という）が策定され、全窒素の整備目標値が20ミリグラム／リットルと緩和されています。それと比べて、上水道水源地域に位置する下水道業に適用される18ミリグラム／リットルの排水基準は、若干厳しい数字となっていますが、上水道水源の保護の観点からは必要な措置であり、今後、流総計画との関係については下水道部局と協議を進めていきたいと考えております。

なお、下水処理施設に係る排水規制関係の規定や計画の関係につきましては、参考資料2に示しています。説明については、時間の都合上割愛させていただきます。

ほう素等3項目について、そのほかには前回の部会資料から変更はございません。

続きまして、亜鉛の暫定排水基準です。

28ページを御覧ください。

河川の公共用水域の水質測定結果につきまして、環境基準達成率を達成していない河川が令和5年度で8地点、令和6年度で10地点あり、その要因について3段落目に追記しております。

要因といたしましては、基準超過があった測定地点の多くが下水処理施設からの水が流入する地点であることと、亜鉛は食品や日焼け止め等の生活用品にも含まれているということで、生活排水に含まれる亜鉛の影響による可能性が考えられます。その他、亜鉛については、排水量が30立米未満の事業場には規制が適用されていないので、未規制事業場からの排水や、道路排水に含まれるタイヤ由来の亜鉛の影響の可能性なども考えられるといった状況です。

続きまして、31ページを御覧ください。

こちらは法の暫定排水基準が適用されている事業場における排水の水質測定結果です。

うち、A社のみ一般排水基準であります2ミリグラム／リットルを超過している事例があり、その要因について簡単に追記しています。A社は亜鉛めっき線の専業であり、排水中の亜鉛濃度が特に高く、排水処理の困難性から、令和4年度から令和7年度にかけては一般排水基準を上回る結果が確認されている状況でした。

続きまして、35ページを御覧ください。

こちらは「おわりに」として、大阪府に対する意見を取りまとめいただいています。読み上げさせていただきます。

「本部会においては、計2回の審議を行い、府域の公共用水域におけるほう素等3項目

及び亜鉛の検出状況や事業場の排出実態等を踏まえ、排水基準に係る経過措置について検討し、本報告として取りまとめた。大阪府においては、この検討結果を踏まえて、適切な措置を講じられたい」ということで、こちらの適切な措置につきましては、法改正や条例の規則改正についてです。

3段落目、「なお、暫定排水基準については、公共用水域における生活環境の保全の観点から、可能な限り早期に廃止することが望ましい。このため、大阪府においては、引き続き、各事業場における排水処理方式や排水実態、排水処理技術の開発動向等の把握に努められたい。併せて事業場等の排水規制を所管する市町村に対して、暫定排水基準が適用されている事業場が速やかに一般排水基準を遵守できるよう、技術的助言をおこなうなどの必要な措置を講じられたい」ということで、大阪府への意見として記載いただいております。こちらについて、特に亜鉛の暫定排水基準については一般排水基準を守れていない事業場がありますので、規制権限は市町村が有していることが多いですが、上乘せ条例を所管する立場としても、今後速やかに市町村に排水処理に係る技術的助言を行うなど、一般排水基準に移行できるよう、取組を講じてまいります。

なお、今回の見直しで基準強化や廃止される事業場につきましては、資料1-1別紙の2ページに記載しております。

項目を読み上げますと、上水道水源地域における牛房施設を有する畜産農業のアンモニア等が300ミリグラム／リットルから100ミリグラム／リットルに、海域に排水を排出するほうろく鉄器製造業に係るほう素及びその化合物が40ミリグラム／リットルから30ミリグラム／リットルに見直しを行います。

生活環境保全条例に係る対象事業場につきましては、ほうろく鉄器製造業に係るほう素及びその化合物が40ミリグラム／リットルから30ミリグラム／リットルに、ふっ素及びその化合物が12ミリグラム／リットルから10ミリグラム／リットルに、アンモニア等につきましては畜産農業とジルコニウム化合物製造業は暫定排水基準を廃止、バナジウム化合物製造業は1,650ミリグラム／リットルから1,350ミリグラム／リットルに移行します。

なお、今回見直しを行う業種につきまして府内に対象があるのは、現在、上水道水源地域にある畜産農業のみとなっています。

議題（1）についての説明は以上です。

【藤原部会長】 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

私から1点確認させてください。事業所で1か所、基準超過していたのは亜鉛でしたか。

【事務局（大山総括主査）】 そうですね。該当の事業場は31ページのA社、令和4年度以降ですと、33ページのK社、L社も該当します。

【藤原部会長】 分かりました。この基準超過している事業所の位置と、環境基準が超過している場所との関係性を説明いただきたいです。

【事務局（大山総括主査）】 A社につきましては、A自治体に事業所があり、A河川に排水を放流していますが、当該河川はまだ亜鉛に関して環境基準の類型指定がなされていない状況です。

【藤原部会長】 小さな川に放流された後に、その下流で環境基準を超過している地点があるということはないですか。

【事務局（大山総括主査）】 ということはないです。

【藤原部会長】 分かりました。

【益田委員】 今の質問に関連して、当該河川で亜鉛の環境基準が設定されていない理由はありますか。

【事務局（大山総括主査）】 当該河川は現在BOD等の類型指定がD類型になっています。水生生物に係る環境基準の設定の考え方として、C類型以上の河川に設定するという考えがあります。

【益田委員】 まだあまりきれいになっていないのですね。

【事務局（大山総括主査）】 そうですね。当該河川のBOD等の基準がC類型になった際は、水生生物に係る基準、類型指定もなされるものだと考えています。

【益田委員】 当該河川の場合は周辺の生活用水の流入が多くて汚染が進んでいるという事情はありますが、こういう会社が複数残っていることも、きれいにならない理由になり得ると思います。亜鉛ですのでBODとは違いますが、流域に住む人たちの環境意識に少し問題があるのではないかという印象を持ちました。

事前説明の際に当該自治体と協力して指導しているということでしたので、今後も強く指導していただきたいと思います。やはり、亜鉛が専門だからできないというのは言い訳だと思いますし、ほかの会社はやっているのに、努力してほしいと思います。意見でした。

【事務局（大山総括主査）】 ありがとうございます。A社については排水量が多いため、

COD等の総量規制の対象になっています。そちらについては現状特に問題がないと認識しています。

また、当該河川に関しましては、地元住民の方の意識も高く、河口付近の環境活動等を実施されていますので、地元住民の意識が低いということはないのではないかと思います。当該河川の環境基準に関しては、当該自治体の生活排水の適正処理率が、府内全体と比べてやや低めですので、当該河川の類型がまだD類型であるのはそういった事情ではないかと思えます。

A社の亜鉛に関しましては、規制権限は当該自治体にありますが、私共も条例を所管する立場として、規制部局とも連携して、当該自治体に対して必要な技術的助言を行ってまいります。

【島田委員】 A社は令和7年度、突然データ数が少なくなっていますが、これはなぜですか。

【事務局（大山総括主査）】 これは調査期間の問題です。令和6年度までは1年間のデータ数を記載していますが、令和7年度は6月ぐらいまでの結果を記載しています。

【島田委員】 次の報告で増えるということですね。

【事務局（大山総括主査）】 はい。

【島田委員】 毎年同じだから、データがそろえば25件ぐらいになりますか。

【事務局（大山総括主査）】 その可能性はあります。

【島田委員】 まだデータ数が少ないとはいえ、令和7年度が最小値も最大値も一番高いので、A社は自覚されていると思いますが、念入りに測定して、もし1年間のデータ数が少なくなっていたら、定期的に測るよう指導していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（大山総括主査）】 分かりました。その旨しっかり当該自治体に伝えた上で、状況を注視してまいります。

【藤原部会長】 ほか、いかがでしょうか。

【中谷委員】 下水処理施設の排水施設について、前回の部会で質問させていただいたのを、参考資料2にきれいにまとめていただいて、ありがとうございました。

今回の対応については特に意見はなく、下水の水質管理について様々な計画や法律が変わっていて、国で今大きく検討されているということで、それを受けて府がどうするべきかというのはかなり難しい話だと思います。さきほどもおっしゃったとおり、引き続き関

係部局と連携して調整いただいております。コメントです。ありがとうございます。

【事務局（大山総括主査）】 ありがとうございます。参考資料2に記載のとおり、現在国で第10次総量削減の在り方を審議していただき、今年度中に答申があるかと思っております。それを受けて、大阪府でも来年度以降、次期総量削減、次は総量管理計画ということになるようですが、そちらについてこの部会の中でも御検討いただくということになりますので、それも含めて下水道部局とはしっかり協議してまいりたいと思っております。

【中谷委員】 よろしく申し上げます。

【藤原部会長】 私の理解では、環境基準が未達成の場合は、それが可及的速やかに達成できるような行政的な措置を取ることでその改善を図るという立てつけになっていると理解をしていますが、そういう理解でよろしいですか。

【事務局（大山総括主査）】 はい。

【藤原部会長】 そう考えたときに、この「おわりに」の最後、「技術的助言をおこなうなどの必要な措置を講じられたい」というのは少し弱い表現という気がします。例えば基準をオーバーしていることを考えると、「技術的助言や指導をおこなうなどの必要な措置を講じられたい」としてもいい気もするのですが、一方で、この文章は「市町村に対して」と書いてあるので、大阪府と当該自治体が対等の関係だから大阪府が指導することはできないということであれば、大阪府が助言した上でしっかり市町村が指導するということなのかもしれないのですが、その辺をお聞かせください。

【事務局（大山総括主査）】 指導権限については、大阪府の場合と市町村の場合があり、市町村に指導権限がある場合は大阪府が直接事業場に対して何らかの指導は行えないので、このような書きぶりとしています。あとは、市町村に対する指導ということですか。

【事務局（定課長）】 行政権限の役割分担でいきますと、指導権限を渡している観点から、行政間の関係性としてあからさまに（府が）市町村に対して指導することは難しいのが実情です。大阪府単体として審議会からご意見をいただく場合は、いずれの自治体においても制度の前提は環境基準が守られることですので、大阪府域の環境施策に関して（審議会から）御指摘いただく観点からは、いずれの自治体であっても原則論に近いような対応が必要であるという御指摘の在り方はあり得ると思っております。

【藤原部会長】 分かりました。そういう意味で「市町村に対して」という枕言葉がついているので、行政的な関係性ではこの程度の書き方になるということですね。

【事務局（定課長）】 作文の前提としてそういうことが念頭にあります。

【藤原部会長】 では、その前の文章の「大阪府においては」というところはもう少し書き込んだりはできないですか。

【事務局（定課長）】 大阪府以外の自治体も含めてこういう対応をすべきといった文章にできるかどうかということでしょうか。

【藤原部会長】 大阪府においては何をするかというので、排水処理の方式や実態、技術開発の動向を把握してくださいという書きぶりになっていますが。

【事務局（定課長）】 府においてはそうですね。

【藤原部会長】 大阪府が直接指導する部分もあるのですよね。

【事務局（定課長）】 ございます。

【藤原部会長】 例えば大阪府に対して、「適切な把握や適切な指導に努められたい」と大阪府に対する要望として書き込むというのはいけないのですか。

【事務局（大山総括主査）】 大阪府が直接事業場を指導している市町村もありますので、可能です。

【藤原部会長】 そこまで記載する必要はないですか。

【事務局（定課長）】 今、大阪府が直接指導権限を有して所管しているエリアで、たちまち暫定措置の期間内に特に対応が必要なところは顕在化していないということですが、今後判明すれば、必要な措置を講じる必要があります。

【藤原部会長】 分かりました。大体の状況は理解しました。そのようなつもりで取り組んでくださいということをお伝えしましたので、文章としてはこのままでよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、部会報告については原案を承認ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議題（１）についての審議はこれで終了とさせていただきます。

続きまして、議題（２）2026年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてになります。本日の部会冒頭の諮問を受けての審議事項となりますので、事務局から御説明をお願いします。

【事務局（川村副主査）】 環境保全課の川村です。よろしくお願ひいたします。

議題（２）に関する資料として、資料２－２から２－６を御用意しています。

順番に御説明させていただきます。

大阪府では、水質汚濁防止法に基づきまして、府域の公共用水域及び地下水の常時監視を行っています。常時監視により府域の環境基準達成状況と水質の汚濁の状況を把握し、環境基準を達成できていない場合の原因把握、または排出削減対策など、府民の健康の保護や生活環境の保全の施策に生かしています。

この常時監視につきまして、近畿地方整備局、水質汚濁防止法政令市と共に実施するに当たり、測定項目、測定地点及びその方法等を定める水質測定計画について、本日お諮りするものです。

来年度の水質測定計画案の御説明の前に、まずは、資料2-2に沿いまして、令和6年度、昨年度の水質の環境基準の達成状況、水質の推移等を御説明いたします。

資料2-2の1から4ページ目につきましては、河川の状況について記載しています。

1ページ目、健康項目については、令和6年度は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点、ほう素が9地点で環境基準を達成しませんでした。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過については、流量が少ない地点において、流域の処理施設から再利用水が放流されている影響と考えられました。ほう素については、いずれの地点についても河口部で、自然状態で海水に含まれるほう素の影響と考えられます。

2ページ目にBODの環境基準達成率を掲載しています。

達成率は93.6%で、令和5年度より若干低下していますが、地点数としては1地点の増加でした。

水域別に見ますと、淀川水域、寝屋川水域、大阪市内河川、大和川水域については100%の達成率となりました。

主要河川におけるBOD平均値の経年変化については、3ページ目、図4のとおりで、長期的には改善傾向です。

その下、水生生物の保全に係る項目については、全亜鉛は横ばいで推移、ノニルフェノールとLASは100%達成しています。全亜鉛未達成地点については、令和4年度末に生物類型を指定し、令和5年度より測定・評価している地点について若干未達成が多い傾向でした。

4ページ目、要監視項目の概要について記載しています。

令和6年度に指針値を達成しなかったのは、全マンガン1地点とPFOS及びPFOAの10地点でした。いずれも現在のところ原因は不明となっています。

続きまして、5ページ目、6ページ目には海域の状況について記載しています。

5ページ目、海域の環境基準のうち、健康項目については、全地点で環境基準を達成しています。

生活環境項目のうち、CODの達成率については、66.7%と横ばいの傾向です。全窒素、全リンについては、達成率は100%でした。

COD濃度の経年変化は図7のグラフのとおりです。近年は横ばいです。

また、6ページ目、図8、9については、全窒素、全リンの表層濃度の年平均値の経年変化を示しています。おおむね減少傾向から近年は横ばいの傾向です。

その下、水生生物の保全に係る項目については、全測定地点で環境基準を達成しました。

【事務局（山本技師）】 大阪府環境保全課の山本です。

それでは、7ページに移っていただきまして、地下水の状況について記載しています。

まず、令和6年度の地下水の状況を御説明する前に、地下水の常時監視について3つの種類の調査がありますので、そちらの御説明をさせていただきます。

まず、最初に行う調査が概況調査になります。概況調査は、府域全体の地下水質の状況を把握するために、大阪府、政令市がそれぞれ所管する地域でメッシュに区切り、数年かけて全地域を満遍なく調査するローリング方式にて調査を実施しています。

次に、2つ目として、この概況調査等で地下水の汚染が判明した場合に、関係機関等で対策会議を実施し、汚染の広がりを確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施しています。

最後に、この汚染井戸周辺地区調査で確認された汚染地域について、汚染状況を継続的に監視するための継続監視調査を実施しています。

以上が地下水常時監視における3つの調査になります。

それでは、7ページの令和6年度のそれぞれの調査結果について御説明させていただきます。

まず、概況調査の結果になります。

令和6年度については、ローリング方式で65地点、概況調査を実施しました。そのうち3地点で基準が未達成となっています。

表4にお示ししている項目について未達成となっており、砒素1地点、VOCのトリクロエチレン1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素1地点の計3地点で未達成となっています。

8 ページに、概況調査の地点図をお示ししています。

こちらについては、黒丸の地点が先ほどお伝えした未達成の3地点となっています。

9 ページ、汚染井戸周辺地区調査の結果について御説明させていただきます。

令和6年度汚染井戸周辺地区調査については、10地区で調査を実施しました。10地区のうち1地区において環境基準を達成できなかった地区がございました。

図11で汚染井戸周辺地区調査の地点図を示しています。黒丸の1の地点が環境基準を達成できなかった地点となっています。

図11の下に未達成であった地点の汚染井戸周辺地区調査の結果をお示ししています。

10ページ、継続監視調査の結果を御説明させていただきます。

令和6年度継続監視調査については、88地区106地点で継続監視を実施しました。そのうち環境基準を達成できなかったのは、44地区53地点になっています。

こちらについては表5に記載しています。

11ページ、継続監視調査の地点図をお示ししています。黒丸の地点が未達成の地点となっています。

以上、簡単ではありますが、資料2-2の水質の現況についての御説明を終わります。

**【事務局（川村副主査）】** 引き続き、資料2-3の御説明をさせていただきます。

2026（令和8）年度の公共用水域の水質測定計画（案）の御説明の前に、資料2-3、公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的な考え方について御説明いたします。

この基本的な考え方については、水質部会で御審議いただいているもので、今回は特に改定事項等はありません。

3 ページ目の別表にあるとおり、水質測定計画における標準的な測定回数である計画規定回数を定めています。そこから少なくとも過去5年間の検出状況を確認し、効率化・重点化を行うこととしています。

例えば、4 ページ目のフロー図が具体例になり、生活環境項目の場合ですと、A類型またはAA類型の地点でBODの過去5年間の全ての検体値が環境基準値以下であれば、生活環境項目の年間測定回数を12回から4回に効率化することができます。また、逆に、一度生活環境項目を効率化した地点でBODが環境基準値を超過した場合については、年間12回の測定に重点化が必要となる、こういったことを各項目について定めているものです。

では、資料2-4を御覧ください。

これらの考え方を踏まえ、2026（令和8）年度の公共用水域の水質測定計画（案）について作成しています。

作成に当たりましては、先ほどの効率化及び重点化の考え方を踏まえ、令和7年度から測定回数等を若干変更して作成しています。

水質の常時監視を行っている河川139地点については、過去5年間以上の水質の状況と先ほどの考え方を踏まえ、表1のとおり定めています。

河川水質については、効率化を40地点、重点化を13地点で行っています。米印で注釈を入れているとおり、今回は近畿地方整備局の測定地点においては、考え方を近畿地方整備局で別途整理されたことに伴い、計画規定回数以上の範囲で増減しているもの等も複数件あり、それらも延べ件数として含まれています。

河川底質、海域については、ローリング調査による変動のみでしたので、令和8年度に効率化や重点化を行う地点はございません。そのため、表もなく、河川水質のみ記載しています。

具体的に表1を上から順番に御説明させていただきますと、大阪府所管域においては、水生生物項目を含む生活環境項目について6地点で効率化、また、安威川新京阪橋については、亜鉛について重点化を行います。また、検出状況に基づき、大津川2地点と松尾川1地点の計3地点において、PFOS及びPFOAをローリング調査から毎年度調査に移行する重点化を行います。

その下が近畿地方整備局の効率化及び重点化になり、こちらについては、新たに近畿地方整備局で考え方を整理されたことに伴い、もともと計画規定回数より多い数を測っていたところを計画規定回数にする効率化、過去の検出状況に基づいたさらなる効率化、そして、計画規定回数より既に多い回数を測っていて、さらに多くする形での変更もされており、こちらについては、先ほど説明したとおり、近畿地方整備局で考え方を再整理されていることに伴ったものですが、大阪府の効率化及び重点化のフローは逸脱しない範囲で調整いただいています。

4ページ目下部から大阪市の変更が続き、主に要監視項目を2年ローリングから3年ローリングに変更されています。また、京橋をはじめとした5地点については、検出状況に基づいて亜鉛について重点化を行っています。

6ページ目の最下部、岸和田市は、溶解性鉄について、過去の検出状況に基づいた効率化を行っています。

続きまして、7ページ目、8ページ目に記載の高槻市4地点について、過去の検出状況に基づいた健康項目の効率化を実施しています。

最後、8ページ目中段以降、八尾市は、生活環境項目について、1日当たりの採水回数、2回実施していたところを1回にする効率化を行っています。

以上が効率化と重点化の御説明になり、それ以外で公共用水域の水質測定計画で変更したところがございます。9ページ目、PFOS及びPFOAの指針値等の反映です。

こちらについては、令和7年6月30日付の通知において、PFOS及びPFOAの「暫定指針値」、こちらの「暫定」という文言が外れたことに伴い、同項目に係る記述部分を全て「指針値」としています。また、報告下限値については、PFOS及びPFOAの測定方法について明示されている環境省通知に合わせて、0.3ナノグラム／リットルとしています。

それ以外の部分です。測定方法、環境基準値等一覧表のうち、一部JIS番号について反映をしています。こちらについては、令和7年3月31日付告示の一部測定方法について、JIS番号が未反映になっていたのを追加しています。いずれも測定方法が増える方向での反映となっています。

公共用水域の水質測定計画（案）については以上です。

**【事務局（山本技師）】** 続きまして、資料2-5、2026年度地下水の水質測定計画（案）について御説明をさせていただきます。

それでは、資料2-5を御覧いただきますようお願いします。

まず、1.汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の測定項目に要監視項目を追加できる旨の明示について御説明をさせていただきます。

令和8年4月1日施行で水道法に基づく水質環境基準にPFOS及びPFOAが追加されます。それに伴い、飲用水源の地下水調査で環境基準等の超過を確認した際に、周辺地下水の状況把握等、環境リスク管理をより確実にやっていく必要があることから、PFOS及びPFOAを含む要監視項目を汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の測定項目に位置づけることができるように、所要の改正を行います。

なお、地下水の汚染判明時の汚染井戸周辺地区調査の方法を具体的に定めている大阪府地下水質保全対策要領の運用においても、PFOS及びPFOAを対象物質に追加する予定となっています。当該調査についても、水質汚濁防止法の第16条第4項に基づく常時監視として実施していることから、水質測定計画においても整合を図る必要がございます。

地下水の水質測定計画の変更は次の表のとおりとなります。左が改正後、右が改正前となっています。

まず、5の測定項目について、1行目の「測定項目は、原則として次のとおりとする」の「原則として」は、測定項目の解釈を明確化する観点から、削除させていただきます。

2つ目、5の測定項目の(2)の汚染井戸周辺地区調査の対象項目の説明に、「原則として」を追記し、測定項目に環境基準項目以外を含むことができるようにします。

測定項目の(3)の継続監視の対象項目を環境基準項目ではなく、別表2-3で規定することとして、測定項目に環境基準項目以外を含むことができるようにします。

また、別表2-3については、PFOS及びPFOAを追加します。

次に、12. その他について、今回の変更内容の説明とて、「汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査において、要監視項目を測定項目に追加できるものとする」と追記します。

1の説明は以上になります。

続きまして、2ページ目、2. 概況調査について御説明をさせていただきます。

令和8年度概況調査の変更については、測定地点数は64地点です。令和7年度から測定場所については全地点変更します。地点数の変更はございません。

続きまして、3. 継続監視調査について御説明させていただきます。

令和8年度継続監視調査については、89地区108地点で実施します。令和7年度の計画からは、全体として4地区4地点増加しています。

なお、令和7年度末で調査結果次第で終了要件を満たす可能性の地点が1地区1地点ありますので、実際調査時については1地区1地点減少する可能性がございます。

続きまして、3ページ目、表で継続監視調査の地点ごとの変更内容の詳細を御説明させていただきます。

変更点について、令和8年度から新規追加が6地点ございます。

まず、上から大阪市の1地点、こちらについては令和6年度実施した概況調査において環境基準を超過したために追加となったものです。

次に、大阪市のT-239から241の3地点については、市独自でPFOS及びPFOAを調査した結果、指針値を超過した地点について、今回継続監視に位置づけたことにより追加されるものになります。

T-242の枚方市の2地点については、令和7年度に新たに汚染が判明し、汚染井戸周辺地区調査において当該地区の代表地点と選定された2地点が新規追加となっています。

次に、変更点の項目追加が2地点ございます。こちらについても大阪市の2地点で、既に継続監視調査を実施している地点です。こちらは、新たな項目としてPFOS及びPFOAを追加するものとなります。全体の地点数の増減はございません。

次に、地点変更が2地点ございまして、こちらは岸和田市の地点と大阪府の地点で、井戸の廃止により調査が不要となる地点です。代替できる地点を選定して別の井戸で調査を実施するため、地点数の増減はございません。

次に、終了する地点が2地点ございます。こちらは高槻市の2地点で、それぞれ、井戸の廃止、採水が困難になったため調査が不能となった地点です。同地区内で既に継続監視調査を実施しており、その地点を引き続き監視を継続するので、代替地点の追加等はありません。

次に、項目の終了について2地点ございます。こちらは大阪市の2地点で、令和4年度から令和6年度の3年間で基準値を満足していたため、2つの項目について削除させていただきます。

最後に、令和7年度末の結果次第で調査を終了する可能性のある地点が1地点ございます。こちらは、今年度の結果次第で終了となる可能性がございます。

4ページ目、既存のローリング調査による増減をお示ししています。

令和7年度調査実施なしで、令和8年度で調査実施のため増加になるのが上から4地点です。令和7年度調査を実施しましたが、令和8年度からローリングで調査をしない地点が5地点ございます。

以上、継続監視に関する御説明を終わります。

資料2-5の2026年度地下水の水質測定計画（案）についての御説明を終わります。

【事務局（川村副主査）】 資料2-4と2-5の御説明を踏まえ、資料2-6に測定計画を取りまとめています。

御説明した箇所については、変更箇所を全て色つきとしており、構成について簡単に御説明いたします。

1 ページ目、公共用水域の内容を記載しています。

3 ページ目に目的、測定地点及び測定機関等の記載があります。

4 ページ目から14ページ目まで、測定項目と測定回数、測定地点の地図等について記載しており、15ページ目に測定地点と測定機関の総括表を挟み、16ページ目から21ページ目までが河川における測定地点ごと、測定項目ごとの測定回数を示した一覧表です。

22ページ目、23ページ目が海域の測定回数一覧表、24ページ目から26ページ目に別表1-3として、各項目の測定方法を示しています。

27ページ目から29ページ目に環境基準値とその評価方法、30から31ページ目に水域類型指定一覧表を記載しています。

33ページ目以降が地下水質の測定計画の内容となり、35ページ目から37ページ目までが目的、測定地点及び測定機関、項目、回数等の本文、38ページ目、39ページ目に測定地点の地図、40ページ目に測定地点等の総括表、41ページ目から43ページ目に測定地点一覧表を載せています。

44ページ目、45ページ目が測定方法と環境基準値等一覧表となっており、47ページ目以降に参考資料として、資料2-3で御説明した効率化及び重点化についての考え方等を記載しています。

以上で2026（令和8）年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）についての御説明を終わります。

議題（2）の御説明については以上となります。

【藤原部会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

この測定計画を踏まえて実際に分析を実施するときに、その分析は大阪府の公設の試験研究機関が直営でされているのか、あるいは民間に一部委託されているのか。委託されているのであれば、委託業者の選定に当たって、単なる価格だけではなく、分析精度の管理をどうやって担保されているのか。そのあたりを教えてください。

【事務局（川村副主査）】 大阪府の場合は全て委託で行っています。その他の市町村についても、府内の市町村についてはおおむね委託でされています。分析精度については、大阪府の場合は、大阪府立環境農林水産総合研究所とのクロスチェックを行ったり、我々自身が研究所と共に委託事業者の分析施設の立入検査を行ったりすることで分析精度を担保しています。それ以外にも、標準作業書を提出いただいて、精査している状況です。

【藤原部会長】 ありがとうございます。

【益田委員】 内容そのものではないのですが、VOCの汚染井戸が見つかった場合に、クロロエチレンが基準値を超えているところが増えているように思いますが、こういった井戸が見つかった場合に、ただ監視を続けるだけなのか、それとも除去対策として例えば助言したり実際にその所有者が除去を行ったりすることはあるのですか。

【藤原部会長】 事務局、お願いいたします。

【事務局（山本技師）】 こちらで把握している継続監視の実績はありますが、汚染の除去等の話は聞いたことがないです。

【益田委員】 クロロエチレンまで分解する場所というのは、一般的に言うと、地下水が滞留していて、あまり流れがない場所が多いということがあります。VOCの汚染が自然的に解消される場所は水の流れがある場所で、要するに移流でしかなくならないです。クロロエチレンは平均滞留時間が30から40年あり、そのまま置いておいたら残り続けるので、例えばその地下水をくみ上げて紫外線にさらした後で使うなどして、積極的にVOCを除去することを考えたほうがいいのではないのでしょうか。そうしなければ、監視し続けないといけなくなるのではないかと思いました。

【藤原部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局（定課長）】 地下水汚染が判明したときの手順としては、関係機関と連携して汚染源が何かということと、汚染の広がりがどうかということを調査し、汚染原因者が判明したら、まずは汚染の原因を止めます。その後は法令上の仕組みでは、健康リスクがある場合とない場合とに別れますが、健康リスクがあって土壌汚染などがあれば、それに起因する土壌と地下水の健康リスクが生じないような措置は必要になりますし、そうでない場合は、指導や権限の行使を検討することになります。基本的には汚染者が取れる対策を取るよう指導することになります。

ただ、人為的な汚染に関して、健康リスクがあれば行政が代執行することもあります。健康リスクが生じない場合は、要するに水道が普及をしていて水道水を飲める環境にあるということであれば、汚染があるので水道水を飲むようにしてくださいという形で、健康リスクは少なくとも守られるように措置をすると同時に、地下水の状況を継続して監視するという整理をしています。

【益田委員】 ありがとうございます。今の話は、基本的に水を主として飲料水として使うときのリスクを考えて地下水の監視をしているということなのですか。

【事務局（定課長）】 今回御説明したのは地下水の環境状況の監視ということですので、飲用リスクの有無に関わらず、汚染が発覚したら、一定の考え方のもと監視していきます。

【益田委員】 この水質測定計画は監視のために行っているのですが、ローリング調査を繰り返していくと監視地点が増えていく可能性が高いので、いつまでも監視を続けないといけないということについて考えなければならないと思います。特にク

ロロエチレンまでなってしまうと動かなくなってしまうので、監視地点を増やしていくことになりかねない。どこでそれをやめるかという問題だと思うのですが、そういうことを考えると、井戸の所有者と協力しながら、税金でということではなく、所有者の責任で、可能な範囲で減少傾向に持っていけるようなアドバイスをするとか、相談しながら対策を取っていただけるといいと思います。

【事務局（定課長）】 分かりました。汚染対策の事例や手法について、汚染源者に関わらず、取組事例や技術、サービスなどの情報収集を行ってまいります。

また、汚染の対応によってはローリング調査の地点が増えていくということもおっしゃるとおりかと思います。ローリング調査の考え方の中で効率化がどの範囲で図れるかといったところもコントロールしながら、必要な監視は続けつつ、限られた行政の資源の中で、効率的に状況を把握する方法を併せて検討してまいります。

【益田委員】 ローリング調査そのものの数は増えないと思いますが、継続監視する数が増えていく可能性があり、今までもいろいろと整理して効率化してきて、引き続き効率化を進めていく方向に向かえるほうがいいと思います。実際、地表がきれいになってきて、同様に地下環境もきれいになっていくという方向に対策が取れたらいいと思うので、できる範囲の中で工夫していただければと思います。

【事務局（定課長）】 分かりました。

【藤原部会長】 ほか、よろしいでしょうか。

私から2点ほど質問させてください。

1点目が、底層DOについて大阪府では対象になる地点はないのでしょうか。

（※）2点目が、地下水の継続監視の調査の中で、砒素の汚染が原因で追加された地点がありました、その原因が地質由来なのか事業所由来なのか、そのあたりの精査は済んでいるのかどうかを教えてください。

【事務局（川村副主査）】 まず、底層DOについては、環境基準自体は決まっているところですが、その基準点についてはまだ大阪府は決定しておらず、これから国との検討の中で進んでいく状況ですので、令和8年度の測定計画においては、底層DOの基準点や測定については、記載していません。

【事務局（山本技師）】 砒素の汚染については、枚方市で2地点追加になりますが、水道の検査で新たに発覚したと聞いています。家庭用か事業所かまでは把握していません。

【藤原部会長】 砒素は健康項目ですし、原因が地質に由来する場合であれば直接的な

対策は難しいですが、事業所由来であれば指導が必要になると思いますし、原因の究明と、  
可能であれば対策を早めに進められたほうが良いと思ってお伺いしました。

【事務局（川村副主査）】 承知しました。ありがとうございます。

【事務局（澤田参事）】 底層DOについては、来年度、御相談させていただきたいと思  
いますので、よろしくお願いします。

【藤原部会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

【益田委員】 今の砒素の件でお尋ねしますが、どんな井戸ですか。丸井戸ですか。

【事務局（山本技師）】 把握していません。

【益田委員】 自然由来であるということが特定できれば、要監視から外れるので、き  
ちんと調べられたほうが良いと思います。

【事務局（山本技師）】 自然由来であれば継続監視しないという方法もありますので、  
確認させていただきます。

【益田委員】 井戸の状況が分かれば、ある程度は推定ができると思います。

【事務局（川村副主査）】 井戸の状況等を把握し、おっしゃっていただいているとおり  
継続監視が増えていく状況で、自然由来と位置づけられれば、継続監視から外す考え方に  
なりますので、今年度の測定結果や原因分析も含めて、注視して検討させていただきます。

【事務局（定課長）】 枚方市域になりますので、原因調査や対応の方向性、原因の裁定  
を含めて市で整理していくことになると思いますので、その状況確認をしていきます。

（※）下線部について、資料2-5の3ページ、表中のT-242において『総水銀』と記載  
すべきところを『砒素』と誤記載していたため、『砒素』として質疑がなされました。当該  
部分については『砒素』の箇所を『総水銀』とすることが正しい説明となります。大阪府  
環境審議会水質部会のインターネットホームページには、資料2-5の修正版を掲載済み  
です。なお、諮問内容である水質測定計画案（資料2-6）につきましては誤りはありません。  
（大阪府環境審議会水質部会事務局）

【藤原部会長】 地下水の調査は難しく、井戸をお持ちのところから採水させてもらう  
ことが多いと理解しています。この採水しているストレーナーの深さがどこにあるのか、  
あるいは図では平面状の地図ですが、深さ方向の帯水層分布はどうなっているのかとかい

うことについて、例えば汚染井戸の周辺を調査するときに、全然違う帯水層から採取していることはないのかなど、全部把握することは難しいかもしれませんし、井戸の持ち主も分かってないことあるというのは理解しているのですが、大阪府としては調査している井戸のストレーナーの深さや帯水層構造を含めた情報をどこまで把握した上で調査しているのかを教えてください。

【事務局（山本技師）】 井戸の深さについては、ある程度所有者から聞き取りを行っています。

【藤原部会長】 それは大阪府の台帳か何かにまとめられているのですか。

【事務局（山本技師）】 はい、一覧で深さ等もまとめています。また、例えば井戸が廃止されたときに次にどの井戸で採水するか検討する際も、深さを可能な限り聞き取りして、新規、代替地点を探すようにしています。また、継続監視で廃止になった地点であれば、汚染井戸周辺地区調査を実施している結果がありますので、その汚染状況も見ながら選定していきます。

【藤原部会長】 ありがとうございます。

【島田委員】 資料2-5で、新たに「汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査において、要監視項目を測定項目に追加できるものとする」ということが追記されました。一番の目的はPFOS及びPFOAが水道法で水質基準項目に追加されたことによるものであると記載されています。毎年水質測定計画を公表されていますが、PFOS及びPFOAについては心配されている府民の方も多いので、府としては、新たな物質の環境リスクの問題が生じたときに、監視計画に盛り込んで、測定地点を増やしているということを広報していただければと思います。起こった問題に対して柔軟に対応しつつ、合理化も図り水質を測定していることは、水質の状況の説明の際などに併せて、周知していただけたらと思います。

【事務局（川村副主査）】 ありがとうございます。PFOS及びPFOAは関心が高いところですので、今回測定計画でこのように位置づけたことは、測定計画として公表するとともに、河川等につきましては別途ホームページを作成して公表している部分もありますので、引き続き、情報収集と公開方法等について検討していきます。

【島田委員】 よろしくお願いします。

【藤原部会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。中谷委員、よろしいですか。

それでは、水質測定計画（案）を修正すべきという御意見はありませんでしたので、原案をもって部会の報告とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、部会報告は原案どおりとさせていただきます。

また、本日初めの諮問の際に説明ありましたとおり、本部会での決議が大阪府環境審議会の決議、すなわち環境審議会答申となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（２）はこれで審議を終了します。

続きまして、議題（３）「おおさか海ごみゼロプラン」（大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画）の点検結果等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（志知課長補佐）】 事務局、大阪府環境保全課の志知でございます。

議題（３）に関しましては、資料３－１及び３－２を御用意させていただいております。資料３－１につきましては、前々回及び前回の部会におきましていただきました御意見等を踏まえまして、プランの中間点検結果案として取りまとめたものとなっています。また、資料３－２につきましては、中間点検結果を踏まえまして、また、大阪府としましてもプランの内容の見直しを行いまして、プランの一部変更案として現状取りまとめているものとなっています。

本日は資料３－１を中心に御説明させていただき、資料３－２につきましては、必要に応じて適宜御参照いただければと思います。

１ページ目でございます。中間点検の概要といたしまして、プランの点検・見直しの位置づけ、点検の進め方、点検結果の概要についてまとめてございます。なお、点検結果の詳細につきましては次ページ以降に取りまとめております。

点検結果の概要といたしましては、プラスチックごみの発生抑制対策、河川・海域における回収・処理、実態把握等の施策は着実に推進していること、目標達成については、流出量のほかに各種取組指標等も併せて総合的に進捗を評価していくこと、流出ごみ量の推計結果は一定の傾向を見出しにくい状況であるが、地域の実態把握として重要であるため、引き続き調査事例等を収集しつつ推計方法を検討していくこと、進捗状況や実態調査の情報は、府民行動変容の促進につながるよう発信を工夫していくこと、また、万博等を契機とした取組など、引き続き有効な施策を関係主体と連携して展開していくことなどといったしてございまして、以上を踏まえましてプランを一部変更するということでまとめさせていただきます。

2 ページ目でございます。以降、点検結果を6点に整理してまとめさせていただいております。点検結果①といたしましては、世界及び国等の動向ということで、プランの背景及び基本的事項といった部分に関しまして、プラン策定以降の新たな動向や大阪府における調査結果等を反映するといったことを記載させていただいております。

続きまして、3 ページ目、4 ページ目でございます。点検結果②として、プランの「2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する」という目標に対する進捗状況の把握、評価に関しての内容でございます。

まず、現状といたしまして、前々回の部会で、大阪湾に流入するプラスチックごみの量の推計結果といたしまして、中谷先生の御協力をいただきながら計数方法を改善して再推計を実施した結果についてお示ししております。その結果、プランの基準年度となっております2021年度につきましては、暫定値としてこちらにお示ししているような数字と推計しておるところでございます。

4 ページ目にそのグラフを、幅を持った形でお示しさせていただいておりますけれども、こうした結果につきまして、大阪府といたしましても、府民に分かりやすく伝えていく形で引き続き取組を進めてまいりたいと考えてございます。

また、大阪湾へのプラスチックごみの流入量の推計値につきましては、現状、経年的な傾向は見出しにくい状況でございますけれども、地域の実態を示す重要な情報であるということで、今後も継続して把握していくことといたしまして、研究動向や国等における調査・検討事例を情報収集しながら、推計方法の検討も進めていくことといたしております。また、各種取組指標等と併せて取組の進捗につきましては、総合的に評価するというところで、引き続き検討を進めていくということにさせていただいております。

5 ページ目、御参考といたしまして、流出量削減シナリオの例をお示ししております。こちらは、米国の研究所の報告から引用しているもので、海洋に流出するプラスチックごみに関しましては、生産・需要の低減や製品設計等による削減、リサイクル、代替素材の開発、不適正管理廃棄物の削減の政策等、総合的に対策を推進していくことでゼロに近づけていくというシナリオが示されている例でございます。御参考にお示しさせていただきます。

6 ページ目、7 ページ目は、点検結果③といたしまして、進捗状況等の把握と情報発信ということでございます。海ごみの実態に関する情報につきましては、前々回の部会で調査結果などを御報告させていただきましたが、府民の行動変容を促進するツールとして活

用できる余地があるといった御意見も頂戴しましたので、プラスチックごみの発生や流出実態につきまして、引き続き定量的な把握を進めまして、府民の行動変容の促進につながるよう工夫して情報発信していくことにいたしております。

7ページ目には、排出側のデータ及びプラスチックごみ回収量のデータの例といたしまして、今後活用を想定しておりますものを参考としてお示ししております。

8ページ目、9ページ目は、点検結果④といたしまして、取組指標についてまとめてございます。現状、取組指標としては、上段に記載しております3点について把握しているところですが、より分かりやすい新たな取組指標といたしまして、幾つかこういったものについても検討すべきではないかという御提案をいただいておりますので、そういったものにつきまして、調査を継続的に実施するとともに、分析や情報収集等を行っていくことにいたしております。

10ページ目、11ページ目は、点検結果⑤といたしまして、基本方針、発生プロセスと対策の全体像についてでございます。プランの基本的事項という部分に基本方針と海洋プラスチックごみ発生プロセス及び対策の全体像についてのイメージを掲載しております。このあたりに関連しましては、まず、その発生プロセスや対策の全体像のイメージについて、府民に海洋プラスチックごみの発生プロセスを伝える説明にも使えるようにといった視点で見直すべきといった御意見や、マイクロプラスチックが下水処理場で除去されるプロセスも図示するといった御意見をいただいておりますので、イメージの見直しを行っております。また、マイクロプラスチックの動態につきましては、依然として推計値の幅が大きく、算定根拠が不明確なところもございますので、引き続き国等における調査・検討事例の情報収集を行っていくことにいたしております。

11ページ目、先ほど御説明申し上げたイメージの修正案をお示ししております。主な修正点につきましては上段に記載のとおりでございます。イメージ中の赤色の点線の枠につきましては、主な修正点のある箇所を示すものでございます。

前回の部会でイメージの修正案をお示したところ、3点ほど御意見等をいただいております。

1つ目は、左側のイメージに関しまして、プラスチックごみが流れていく矢印と回収等によってそれが除かれていく矢印と、前は色や形が同じだったのですが、区別したほうが分かりやすいのではないかと御意見をいただきましたので、色と形、太さなどを区別する形で変更を加えております。

2つ目は、益田委員から御質問をいただいております、左側のイメージの事業者のあたりに中で小さく回るようなリサイクルの矢印があったのですが、こちらについては、この図の趣旨からするとないほうが分かりやすいのではないかと私共で検討いたしまして、矢印を削除するという修正をさせていただきます。

3つ目は、細かい点になりますけども、真ん中のプラスチックごみから海洋プラスチックごみに行く青い矢印の上に、前は「排出（ポイ捨て）」という言葉が示してできていなかったのですが、基本的には意図的に排出されるものが中心であるという、島田委員の御意見を受けまして追記する修正を加えております。以上が主な修正点になります。

続きまして、12ページ目、13ページ目になります。施策及び推進体制ということでございます。こちらに関しましては、清掃活動や分別・リサイクル活動などの具体的な取組をいただいている中で、それが海洋プラスチックごみの削減にも貢献するというような共通認識を醸成して、取組のモチベーションが上がるように留意して取り組んでいくべきという御意見をいただいております。これを受けまして、今後の対応・取組の方向性といたしましては、大阪・関西万博の会場で実践された、環境に配慮した意識変容・行動変容などを万博のレガシーとして社会に展開・定着させていくこと、それから、様々な取組が海洋プラスチックごみの削減に貢献することが、関連の方々に明確に意識されるように工夫して展開していくこと、また、兵庫県をはじめとした大阪湾流域圏の他の自治体や広域的な枠組みを活用して、効果的な連携や有効な情報共有につなげていくことというようにまとめさせていただきます。

13ページ目は、現状の主な取組及び主な連携の内容について、例示をさせていただきます。

最後、14ページ目でございます。以上を踏まえまして、プランの一部変更を予定しております。簡単ではございますが、各章ごとの変更のポイントをまとめさせていただきます。

以上、改めまして全体を通じて御確認、御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【藤原部会長】** ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

**【島田委員】** 質問ですが、12ページ目に「大阪湾における対策推進にあたり、兵庫県

など広域的な連携は今後より重要になっていく」と書かれていますが、2ページ目の「世界及び国等の動向」の「1. 進捗状況・課題等」に『瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワーク』を環境省と14府県で立ち上げ」と記載があります。この中に兵庫県も入っているのですか。

【事務局（志知課長補佐）】 今の御質問につきまして、まず、先に御指摘いただいた兵庫県との連携の部分の記載につきましては、前々回の部会のと きだと思 いますけれども、中谷委員から、大阪湾のプラスチックごみ問題においては兵庫県との連携が今後より重要であるといった御意見を頂戴しましたので、それを基に記載させていただいております。大阪湾の取組における兵庫県との連携につきましては、引き続き実施していきたいと思っております。

御質問いただきました「瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワーク」というのは、大阪湾だけではなく、瀬戸内海全体についてプラスチックごみ対策を進めていくこととして、環境省が事務局となって瀬戸内海沿岸の14府県で立ち上げたものです。大阪府も兵庫県もその中に入っていて、連携した取組が既に進んでいるものになります。

【島田委員】 分かりました。瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワークとして取組が進んでいて、さらに大阪湾について独自に兵庫県との連携をさらに進めていくということですよ ね。

【事務局（志知課長補佐）】 そうですね。そのような御意見として受け止めております。

【島田委員】 瀬戸内海での活動の中で兵庫県と接点があると思いますので、既存の国の推進事業に加えて大阪府独自にやっていくことをアピールされたらと思います。これからのので、まだ声かけもされてないと思いますが。

【事務局（定課長）】 兵庫県とは、大阪湾域のプラスチックごみに関わらず、水環境に関しては常々様々なコミュニケーションを取って取り組んでいます。大阪湾を取り巻く自治体との環境保全に関する協議会もございますし、国のネットワーク以外にも、関西広域連合でプラスチックごみに関して検討会を作って取り組んでいます。連携の枠組みそれぞれで具体的な連携のメニューや方法論があり、それぞれ強みもありますので、様々なチャンネルを通じて連携することが必要と思っており、既に取り組んでいるものもありますが、今回部会で御指摘いただきましたので、改めて連携の在り方や可能性を見直し、さらに検討して展開してまいりたいと思 います。

【島田委員】 交通整理しながら、合理的、かつ、既にあるつながりを活用しながら、という意味が入っているといいと思 います。

【事務局（定課長）】　そうですね。枠組みの強みを活用しつつ、重複するような枠組みは常々整理されながらきておりますので、それぞれ強みを生かしながら、できること、できないことを役割分担しながら取り組んでいる状況だと思いますが、今後の展開に当たっても、そのあたりは整理をしながら、かつ、強みを生かせるような形で展開してまいりたいと思います。

【島田委員】　今も取り組んでいるけど、さらによくしていきますというふうにアピールされたほうがいいと思います。

【事務局（定課長）】　分かりました。

【島田委員】　連携という言葉は様々な箇所に記載されていて、ごみ問題や海洋問題、その他様々な取組が推進されているので、全ての取組がつながっているというのを府民にアピールする話もそうなのですが、行政間のつながりでも、様々な面で瀬戸内海、大阪湾を通じた今までのつながりを武器として、この問題においてもプラスに働くように、より具体的で効果的な連携をすることとしておくと、それぞれ大阪府内で動いておられる連携についても情報共有しながら取り組んでいただけるのではと思いますので、よろしく願います。

【事務局（定課長）】　分かりました。ありがとうございます。

【益田委員】　12ページのところに「兵庫県など広域的な連携は」とか「兵庫県をはじめ大阪湾流域圏の他の自治体」と書いてあるのですが、実際にどの範囲の自治体を含みたいと考えているのですか。この文章だとどこと連携するのかが分からないです。例えば、大阪府、兵庫県、和歌山県なのか、それとも淀川、大和川の流域にある京都府、滋賀県、奈良県も含むのか、あるいは沿岸域の市町村、大阪府と兵庫県の市町村だけなのか、関西広域連合全体で協力するということであれば、その府県を全部含めたらいいと思いますし、もう少し具体的に記載されて、大阪府が何をしようとしているのか、どこと交渉するつもりがあるのかということが分かるといいと思いました。

【事務局（志知課長補佐）】　ありがとうございます。島田委員の御意見と益田委員の御意見と、今後の取組に関して同じような御趣旨の御意見かと思います。あとは、ここをどう表現するかということだと思いますが、点検結果の12ページの一番下につきましては、記載の意図としては、これから交渉を始めていくというよりは、既に様々な枠組みがございまして、その中でより強化していくことを考えているということでございます。この「兵庫県をはじめ大阪湾流域圏」といった記載については、沿岸だけではなくて、海ごみ

は上流からも来ますので、先ほど挙げていただいたような内陸の府県や他の自治体も含めて取り組んでいくこととして、広い形でまとめて記載させていただいています。

プラン自体には既にある枠組みの中で連携して取り組んでいくことは記載されていて、点検結果の13ページにその主なものを記載しています。

例えば、大阪湾環境保全協議会については、従来から海ごみの啓発などに取り組んでいます。こちらは、大阪府、兵庫県、和歌山県を含めて大阪湾沿岸の府県と市町の計二十三の自治体で構成する協議会で、こういった枠組みを引き続き活用していくことは考えられますし、内陸も含めてということであれば、関西広域連合にプラスチック対策検討会という枠組みがございまして、そういったところに発生抑制を中心とした啓発等の取組を呼びかけ、連携して取り組んでいます。

先ほど島田委員から御質問いただいた瀬戸内海プラごみ対策ネットワークにつきましては、環境省が事務局をしており、関係府県と連携して、プラスチックごみ流入量の推計方法の検討や、モデル的な取組を実施して横展開するような取組を行っています。様々な枠組みを合理的に効果的に活用していけるようにと考えておりますので、プラン自体にはそれをできるだけ具体的に記載したいと思えますし、先ほど御指摘いただいた12ページの表現につきましては、趣旨が分かりやすく伝わるように表現の見直しを検討させていただきます。

【益田委員】       ありがとうございます。

【藤原部会長】     いかがでしょうか。

【中谷委員】       連携について、全てと連携すればもちろんいいのですが、やはり全部でいろいろできるわけではなくて、優先順位をつけていかないといけないと思います。例えば、大阪湾に流入するごみの起源が、その上流側の京都府や奈良県がどれくらい占めているのか、それに対して大阪府内でどれだけ出ているのかということがまだ分かっていません。大阪府内で頑張って取り組めばかなりの量の海ごみを減らすことができるという根拠があれば、まずは府内の市町村との連携を取るというのが一番ということになりますし、上流側から来る量がかなりの割合あれば、上流の府県とも一緒に取り組んでいかないといけないということになります。そのあたりの知見が足りておらず、海ごみを減らすためにどことの連携が重要になるか、優先順位としてどこから取り組むべきかというのは難しいのではないかと思います。

加えて、海ごみを減らすときに、街中をきれいにさっぱり清掃できればいいのですが、

それも難しい。効果的、効率的に取り組むためには、どこの清掃活動を重点的に取り組むかというのは大事だと思います。水域から離れたところにごみがあっても川ごみ、海ごみには直接つながらなくて、やはり川に近いところのごみ、特に堤防外の河道などのごみの清掃が海ごみを減らすためには直接大事だと思います。街中のごみを減らすのはもちろん大事ですが、川沿いあるいは堤防外のごみを減らすというのが優先順位としては大事だと思いますので、そのあたりをこの計画に文言として入れるかどうか検討いただけたらと思います。

もう1点、府と市町村との連携というのが具体的に既にいろいろとやられていると思いますが、今後さらにここを重点的に取り組みたいというお考えがあれば、教えていただけたらと思います。例えば、寝屋川流域協議会などいろいろとあると思いますが、特に何か計画としてあるのであれば教えていただきたいです。

**【事務局（志知課長補佐）】** ありがとうございます。2点目で御意見いただいた堤防外の水域に近いところの清掃が大事というのは、重要な御指摘だと思いますので、記載を検討させていただきます。

市町村との連携については、現状、大阪府環境保全協議会や寝屋川流域協議会などの協議会での普及啓発が中心になってございますが、具体的にこういったところを強化しようというのは、今の時点で具体の取組としては考えられていない状況でございます。今いただいた御意見も含めて、効果的な取組となるよう、普及啓発に加えてイベント的に清掃活動も行っておりますので、効果的なものになるように反映していきたいと思います。

**【中谷委員】** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

**【藤原部会長】** 私からも1点お願いします。プラスチック資源循環戦略の中で、3R+Renewableという方針が示されて、再生可能資源をどう使っていくかという話の中で、バイオプラスチックの重要な目標になっていると理解しています。国全体としてもバイオプラスチックの生産量を200万トンとすることに向けての取組が進んでいる中で、今回の計画を拝見すると、35ページの下にプラスチック代替技術の普及促進というのがあって、修正した後だと3行しかないということになっています。3R+Renewableの中のRenewableの部分の記載が極めて薄いという気がしましたので、これを可能な範囲で肉づけされたらどうかと思いました。

ホームページを調べさせていただくと、大阪府の中でもバイオプラスチック事業の推進協議会を設置されているのですよね。あるいは大阪・関西万博でも様々な取組を実施され

たということですし、そういう意味では万博での取組を、コラム的に載せることもできるかもしれないし、行政としての府ということであれば、大阪市の話は別になるのかもしれませんが、大阪市と大阪公立大学、企業でバイオプラスチックを収集してエネルギー化する取組もされているみたいですので、そういった大阪府に関わるようなプラスチック代替技術の普及促進に関わる記載をもう少し手厚くされたら、3R+RenewableのRenewableについても大阪府として力を入れて取り組んでいることが明確になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【事務局（志知課長補佐）】 ありがとうございます。御推察のとおりで、担当部署に確認をしている中で、足元の取組を基に記載を修正したいという意向があり、このような修正案をお示しさせていただいておりますが、今挙げていただいた取組を具体的に記載することもできますし、万博での取組もございましたので、そのあたりを追記、充実させる方向で担当部署と協議して検討させていただきます。

【藤原部会長】 ありがとうございます。

【益田委員】 11ページの海洋プラスチックごみ発生プロセスのイメージについて、以前より分かりやすくなったのですが、まだ分からないところがあります。島田委員の御意見で書き加えたという、プラスチックごみのうち河川に流出するものと、海洋に直接流出するものについて、河川は「ポイ捨て」と「非意図的」という矢印があり、直接海に流出する矢印は「ポイ捨て」だけになっているのは何故でしょうか。間違えているかもしれませんが、感覚的には、海に直接流出するプラスチックは、どちらかというところポイ捨てよりは非意図的な、例えば、劣化した漁具を放置して流出することなどが多い気がしていて、それが意図しているのか意図していないのか分からないのですが、明らかにポイ捨てでないごみは海のほうが多いのではないかと思います。

加えて、「ポイ捨て」は意味が分かるのですが、「非意図的」というのは意味が分かりません。何をもって非意図的と言っているのかが分からないので、矢印のところをもう少し工夫していただけると一層分かりやすくなるのではないかと思います。以前より分かりやすくなっていて、クリアに理解できるのでよくなったと思います。

あと、文字が重なったりして見えにくいところがあるので、もう1回修正するときにご注意されたいと思います。

以上です。

【藤原部会長】 ありがとうございました。

【事務局（志知課長補佐）】 ありがとうございます。まず、陸域の「プラスチックごみ」から海洋の「海洋プラスチックごみ」に直接向いている矢印につきましては、現行のプランでそのようになっており、河川は「ポイ捨て」と「非意図的」の両方があるって、海洋は「ポイ捨て」だけがあるということで、プランを作成した当初の議論の経過の詳細までは分からなかったのですが、恐らく当時の議論として、陸域から河川を通じてではなく直接海洋に出ていくごみについては、確かに今益田先生がおっしゃったようなこともあります。海に近くポイ捨てされるものがメインではないかということで、あえて河川の矢印との違いがあったのではないかと推測しておいたところです。

そうではないのではないかと御指摘であれば、両方記載することとして整理し直してもいいと思いますが、先ほど中谷委員の御指摘にあったように、なかなかの流出経路が多いとか、それが意図的なものなのか非意図的なものなのかいうところについては、実態としてのデータを持っていない状況なので、そういう意味でどういうふうに修正したものかなと少し迷いながらお話ししているところです。

「非意図的」という言葉につきましては、普段口にしない言葉で分かりにくいと思いますので、「流出」、「漏えい」などの言葉が使われることもあります。他の言葉に置き換えることについて検討させていただきます。

【益田委員】 例えば洪水で流出するようなイメージですか。

【事務局（志知課長補佐）】 そうですね。非意図的と言っているのは、風や雨で流出するものと思っています。

【事務局（定課長）】 意図的な行動としてのポイ捨てと非意図的な流出の2つの形態があったときに、対策のアプローチがそれぞれ変わってきますので、ポイ捨てであればポイ捨てしないように意識、行動を変えましょうということになりますし、意識で何ともならないところから漏れているのであれば、意図に関わらず漏れないような技術的な対応が必要になってくると思います。「排出」という言葉だけだと何を含まかが分からないため、「ポイ捨て」とそれ以外の様々な現象を含めた意味として「非意図的」というふうに明記したのではないかと考えています。

海と川それぞれに対して、非意図的な流出も意図的な流出もあると思いますので、当時様々な検討がされた可能性もありますが、この際分かりやすく整理したらどうかと思います。図のサイズももう少し表現しやすいように調整できる場所があると思いますので、それも含めて検討させていただきます。

【藤原部会長】       ありがとうございます。

そうしましたら、この議題は以上ということにさせていただきたいと思います。

今いろいろと御意見がありましたので、大阪府において修正いただいた上で各委員に御確認いただきたいと思いますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、最後に、議題（４）その他について、事務局からお願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】       資料４でございます。今後のスケジュール（案）について御説明をさせていただきます。

１ページ、現時点で想定している来年度にかけての水質部会のスケジュール（案）をお示ししております。

本日、令和７年度第３回水質部会ということで、３つの議題につきまして御審議をいただきました。このうち２つの議題につきましては、本審議会のほうに報告する予定としてございます。なお、３つ目の議題である「おおさか海ごみゼロプラン」の点検結果等につきましては、前回までの部会におきましては併せて本審議会に報告する予定と御説明しておったところですが、その後、改めて本審議会の事務局と調整いたしました結果、本審議会及び水質部会の運営要領等に照らしまして報告はしないということになりましたので、この場でその変更について御報告をさせていただきます。

来年度につきましては、現時点で計４回の部会の開催を予定してございます。主な議題としては２つ予定しております。

１つは、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランという計画がございまして、こちらは「豊かな大阪湾」の実現を目指して、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画、それから、いわゆる総量削減計画に基づく施策を一体的に推進するために１つの計画として取りまとめたものになっております。こちらが令和４年１０月に策定されたものでございまして、おおむね５年ごとに施策の進捗状況について点検を行い、また、必要に応じて見直しを行うものとされていることから、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出の在り方についてということで御審議をいただくことを予定しております。

もう１つは、例年の議題でございます公共用水域及び地下水の水質測定計画についてということでございます。

なお、現状、前回の御審議の経過を参考にしながら４回のスケジュールを予定させていただいておりますが、今後の国における水質総量削減制度の見直し等の検討状況等により

ましてスケジュールが変更となる場合がございますので、御了承いただければと思います。

スケジュールにつきましては以上です。今後とも引き続きどうぞよろしく願いいたします。

御説明は以上でございます。

【藤原部会長】      ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして何かございますか。

そうしましたら、その他、全体を通じまして委員の皆様から何か特にございましたらお願いいたします。あるいは、事務局から何かございましたらお願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】      議題（3）で御審議いただきました「おおさか海ごみゼロプラン」の中間点検結果を踏まえた一部変更（案）につきましては、中間点検結果を改めて御確認いただいた上で、パブリックコメントを実施して府民等からの意見を募集した上で変更する場合もございます。最終的には、今年度中に一部変更を行いまして、中間点検結果とともに公表することを考えてございます。今後パブリックコメントの実施及びプラン一部変更の公表の際には、委員の皆様にも御報告をさせていただければと考えてございます。

また、来年度第1回の部会の日程につきましては、改めて事務局より日程調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【藤原部会長】      ありがとうございます。

そうしましたら、本日の議事はこれで終了いたします。委員の皆様には、円滑な審議に御協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しさせていただきます。

【事務局（澤田参事）】      長時間の御審議ありがとうございます。

閉会に当たりまして、環境保全課長の定より御挨拶を申し上げます。

【事務局（定課長）】      環境保全課長の定でございます。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日も熱心に御審議いただきまして、大変ありがとうございました。

議題の1つ目、排水基準に係る経過措置についてですけれども、部会報告をおまとめいただきましてありがとうございます。今後、答申を踏まえまして、上乘せ条例の改正につき

ましては議会に上程いたしまして、議決を得たら4月1日施行、また、それ以外の規則などについては、所要の手続を経て年度当初に施行ということで対応してまいりたいと考えてございます。併せて、事業場における実態の把握あるいは処理技術の動向などについては、情報を引き続き集めて、規制の現場に生かせるように必要な措置を講じていくこととして、対応してまいります。

何より、期限付きの暫定措置だということはこれらの制度の前提で、どの自治体、どの行政機関が運用するにしても変わらないことですので、このことを踏まえた計画的な改善指導の在り方ということを改めて整理し直して、行政間でも共有して対応してまいりたいと考えてございます。

それから、来年度の水質測定計画につきましても答申をいただきまして、ありがとうございます。これに基づきまして来年度の水質測定計画を策定して、関係機関と連携をしてきっちり常時監視を行いますとともに、情報の発信も丁寧に行ってまいります。

特に今回見直しました計画には、目前ではPFOS及びPFOAのことがありますが、PFOS及びPFOAだけではなくて、要監視項目について必要な対応を取っていくこととして考え方を書いています。環境基準と比べて、機械的に判断できるものではなく、状況に応じて要監視項目についてどういう対応を取っていくかということは、臨機の適切な対応が必要になってくると思いますので、社会的関心も高いということも踏まえて、適切な対応と分かりやすい発信を心がけてまいります。

それから、最後の「おおさか海ごみゼロプラン」につきまして、点検結果を踏まえてプランを一部変更した上で、新規も含めましてしっかり事業展開してまいりたいと思います。

海ごみの問題に関しましては、ほかの環境施策と少し異なり、脱炭素と似ていますが、非常にチャレンジングな目標を世界も国も掲げているということで、対策や実態把握の手法自体にかなり課題を抱えているものがございます。ただ、社会の様々なセクターを含めてこれに取り組もうとしているところでございますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。2030年の目標が目前でございますので、今後の取組をやっていく中では、2030年以後、2040年や2050年を踏まえて、どのように取り組んでいくのかをしっかりと考えなければならないフェーズになってくると思いますので、そういったことも意識しながら今後の取組を展開してまいりたいと思います。

今年度計3回にわたりまして御審議をいただき、ありがとうございました。良好な水環境の確保に向けましては、政策の視点が非常に多角的になってきていると思います。そう

いったことも念頭に置いて、地域の取組に真摯に取り組んでまいりたいと考えてございます。今後とも委員の皆様には、様々御意見、御助言を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

【事務局（澤田参事）】 それでは、これもちまして、令和7年度第3回水質部会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午前11時59分 閉会）